

最新版
こちらをお使いください

所 属 名	
所 属 コード	
フリガナ	
氏 名	
職 員 番 号	

(弔規様式第3号)

互助会受付

※	事務局長	事務局次長	課長	係

一金 円也

査定の結果上記のとおり支給金額を決定します。

※ 年 月 日

会 員 者 子 死亡弔慰金請求書
配 偶 実 子 扶 養 家 族

一金 円也

請求事由	(フリガナ) 死亡者氏名	死亡年月日	年 月 日
	会員との続柄 (会員 ・ 配偶者 ・ 実子 ・ 扶養家族)	○で囲んでください	
	※会員死亡時の互助会報への訃報掲載について (掲載する・掲載しない) ○で囲んでください 会報には所属名・氏名・死亡年月日・年齢を掲載します		

上記のとおり別紙証明書を添えて請求します。

年 月 日

所 属 名

職 氏 名

(フリガナ)

又は遺族氏名

(会員との続柄)

住 所 (自 宅) 〒

一般財団法人 大分県教職員互助会会長 殿

1. ※印欄は記入しないでください。

2. 死亡した証明書 (死亡診断書、埋葬許可書、火葬許可書、除籍抄本等いずれか1通) と請求者は死亡者との続柄を示す証明書 (戸籍抄本等) を添付すること。死亡者が会員の被扶養者の場合は、続柄を示す証明書は不要。
(添付書類は、原本又は写し。写しの原本証明不要)

3. 会員死亡弔慰金の場合のみ、請求者 (遺族) に振込むため遺族名義の口座を記入してください。

4. 給付額等及び注意事項

対 象	給付額	注 意 事 項
会員死亡	200万円	夫婦双方が会員の場合は、会員死亡弔慰金・配偶者死亡弔慰金を給付する。
配偶者死亡	50万円	
実子死亡	10万円	扶養家族死亡弔慰金との重複の請求はできない 夫婦双方会員の場合は双方に給付 配偶者死亡弔慰金・実子死亡弔慰金との重複の請求はできない
扶養家族死亡	10万円	

5. 本人の押印及び所属長証明は不要とする。

九州労働金庫	支店	口座番号
大分銀行		
大分県信用組合		